

マイナンバーカードの申請方法

マイナンバーカードとは？

対面でもオンラインでも 使える公的な本人確認書類



おもて面は**顔写真付き**なので
なりすましできません！
対面での本人確認書類に！



うら面は**ICチップ付き**でオンラインで安全・確実な本人確認を行うことができる電子証明書などが入っています。税や年金などのプライバシー性の高い情報は入っていません！

4つの申請方法の手順はこちら

(過去に送付された交付申請書がある場合)

スマートフォン

- 1 スマホで顔写真を撮影
- 2 スマホで交付申請書の二次元コードを読み取る
- 3 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
- 4 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、**顔写真を登録、必要事項を入力**して申請完了

パソコン

- 1 カメラで顔写真を撮影
- 2 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/apply/>
又は「マイナンバーカード 申請」で検索
- 3 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら**顔写真を登録、必要事項を入力**して申請完了

証明写真機

- 1 タッチパネルから「**個人番号カード申請**」を選択
- 2 撮影用の料金を投入して、交付申請書の二次元コードを**バーコードリーダー**にかざす
- 3 画面の案内にしたがって、**必要事項**を入力
- 4 画面の案内にしたがって、**顔写真を撮影**して**送信**し、申請完了

郵便

- 1 交付申請書に必要事項を記入し、**6か月以内**に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了

交付申請書がない場合

専用サイトから交付申請書と封筒をダウンロードできます。プリントアウトのうえ、郵送申請ください。

マイナンバーカード 郵便 🔍

詳細は総務省ホームページをご確認ください。



マイナンバーカードの申請方法

出張申請サポートを活用できる場合もあります！

ご自宅に訪問し、マイナンバーカードの申請をお手伝いすることも可能です。市区町村の窓口に行くことが難しい場合でもマイナンバーカードの申請ができますので、ご活用ください。



施設等における出張申請受付

- ✓ 医療機関や高齢者施設などに市区町村の職員が訪問し、まとめて申請を受け付けます。
- ✓ 本人確認後、マイナンバーカードは本人限定受取郵便等でご自宅へ郵送されます。



個人宅に対する出張申請受付

- ✓ 希望される方のご自宅に市区町村の職員が訪問し、申請手続きをサポートします。



施設や市町村の状況によって、対応が難しい場合がありますので、詳しくはお住いの市区町村の窓口やホームページをご確認ください。



マイナンバーカードを受け取ったら、健康保険証として利用する（マイナ保険証）ためのご登録を！

マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 「マイナポータル」から行う
- ② 医療機関・薬局の受付（顔認証付きカードリーダー）で行う
- ③ セブン銀行ATMから行う

詳しくは厚生労働省ホームページでご確認いただけます。

詳しくは 

マイナンバーカード 健康保険証利用



マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

マイナンバー

受付時間
(年末年始を除く)

平日: 9時30分～20時00分
土日祝: 9時30分～17時30分

健康保険証として マイナンバーカード をご利用ください

マイナンバーカードの健康保険証等利用の申込みがお済みでない方は、
お手持ちのスマートフォン※から以下の手順でお申し込みください
※ 看護師等が準備したモバイル端末等でも登録可能です。登録後、必ずログアウトしてください。

STEP1 必要なものを準備する

- ・ 申込者本人のマイナンバーカード
- ・ 「マイナポータルアプリ」のインストール



iOS



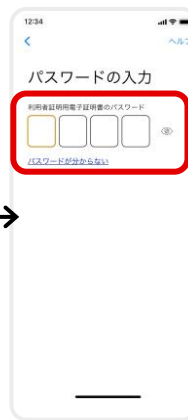
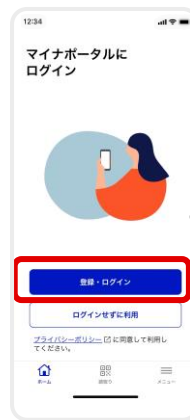
Android



二次元コードが読み取れない場合は「マイナポータル」で検索してください。

STEP2 マイナポータルアプリを起動しログイン

- ・ 4桁の暗証番号の入力
- ・ マイナンバーカードの読み取り

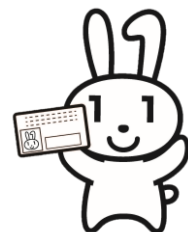


完了！

STEP3 健康保険証の利用登録

- ・ 画面の通り遷移し、「マイナンバーカードを健康保険証として登録する」にチェックを入れ、登録を押す。

- ・ 健康保険証としてご利用いただけます。



従来の健康保険証は令和6年12月2日以降、新たに発行されなくなりました。

※ お手持の健康保険証は有効期限までの間、最長1年間(令和7年12月1日まで)使用できます。

詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

詳しくは



マイナンバーカード 健康保険証利用



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare